

(基準の特例)

第22条の2 火を使用する設備又は器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある設備又は器具について、消防長又は消防署長が、その位置、構造及び管理又は取扱いの状況等から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認めたとき、又は予想しない特殊な設備若しくは器具を用いることにより、前節及びこの節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときは、前節及びこの節の規定によらないことができる。

【解釈及び運用】

火を使用する設備又は器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある設備又は器具については、昨今、これら設備等の技術開発がめざましく、特殊な構造又は使用方法等により、この条例の規制によらなくとも安全性の高いものが出現することが予想されるので、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いに関する基準の特例を規定した第34条の2の2及び消防用設備等の基準の特例を規定した第34条の17と同様、現実性を加味した運用ができるように、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認められるものについて、この条例の技術基準によらないことができることを定めたものである。